



草加市監査委員告示第6号

監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について（公表）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により実施した令和7年度定例監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について、農業委員会（令和7年8月26日付け）から通知があったため、同条第14項及び草加市監査基準第18条第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年9月17日

草加市監査委員 中 村 幸 彦

草加市監査委員 斉 藤 雄 二

監査の結果に関する報告（令和7年8月25日 草監第259号）

1 対象

農業委員会

2 監査結果及び措置状況

	指摘事項	措置状況
1	<p><b>決裁行為について</b></p> <p>決裁行為について、草加市農業委員会事務局処務規程や草加市事務決裁規則等に基づく決裁を受けていないものが見受けられました。</p> <p>決裁行為は、市の意思決定を行う重要な行為であり、業務履行の根拠となるものです。市民への説明責任を果たすためにも、適正かつ正確な事務処理を行ってください。</p>	<p>この度の決裁行為についての指摘を受け、前例にとらわれず、都度草加市事務決裁規則、事務手続の進め方を確認することを、当該案件の内容と併せて所属内において直ちに共有いたしました。</p> <p>今後は適切な事務の執行に努めてまいります。</p>
2	<p><b>契約行為に係る事務手続について</b></p> <p>契約行為に係る事務手続において、仕様書の記載内容の不備や見積依頼業者の選定が不十分なもの、見積書に収受印の押印がないものが見受けられました。</p> <p>市が行う契約行為は、競争性及び透明性等を確保することが大原則です。契約に係る法令を遵守することはもとより、市民に対し、契約過程についての説明責任を果たせるよう、適正かつ正確な事務処理を行ってください。</p>	<p>定例監査講評後すぐに、今回の指摘事項の内容、発生原因や再発防止策を課内で共有を図り、契約事務の適切な執行方法を再確認しました。</p> <p>見積書依頼業者に関しては、競争性が確保できるよう選定を行い、見積書等の提出時においては、収受印の押印を徹底いたします。</p> <p>また、今回の内容を含め、事務手続で誤りが起きやすい事項に関して、所属内に改めて周知することで適切な事務執行を徹底してまいります。</p>